

埼玉県環境配慮方針(埼玉県環境保全率先実行計画) ～公共事業関連～推進状況評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第5次埼玉県環境基本計画(令和4年3月策定)第5章に定める施策評価のうち、県が環境に影響を及ぼす事業を実施する際に行った「埼玉県環境配慮方針(埼玉県環境保全率先実行計画)～公共事業関連～」(平成14年3月策定。以下「率先実行計画」という。)に基づく環境配慮の推進状況を自己評価するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(評価の主体)

第2条 部長(知事室長を含む。)、会計管理者、公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び各行政委員会等の事務局長(以下「部局長等」という。)は、前年度に実施した所管事業の環境配慮の推進状況について評価を行うものとする。

(対象事業)

第3条 本要領に基づき環境配慮の推進状況の評価を行う対象事業は、率先実行計画の適用事業とする。

(実施年度)

第4条 対象事業については、事業の進捗にあわせて、率先実行計画において事業ごとに定める構想、設計、施工及び管理等の各段階ごとに、それぞれの段階の最終年度事業終了後において評価を行うものとする。

ただし、工期が4年を超える事業については、事業実施段階の評価を工事の最終年度事業終了後のほか、途中段階において工期着手後3年ごとに行うものとする。

(評価方法)

第5条 評価の対象事業に対する個別評価は様式第1号により行うものとする。

ただし、「個別評価に関する評価単位及び対象規模一覧表」に定める事業以外の事業及び個別評価になじまない事業についてはこの限りではない。

2 評価の対象事業の種類ごとの全体評価は様式第2号により行うものとする。

(報告)

第6条 部局長等は、所管事業の環境配慮の推進状況に関する評価の結果について、様式第3号(様式第1号及び様式第2号を添付)により、毎年5月末日まで

に環境部長に報告するものとする。

2 環境部長は、前項の規定による報告を取りまとめ、公表するものとする。

3 環境部長は、必要がある場合は随時、率先実行計画の適用事業の環境配慮の推進状況について所管の部局長等に報告を求めることができるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局長と環境部長がその都度協議して定める。

附則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

なお、病院事業管理者が令和3年度に評価を実施する事業については、改正前の要領に基づき行うものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。